

## ご意見への回答

令和2年2月14日  
図書館長

### 【件名】

資料の寄贈について

### 【ご意見】

令和2年1月25日 福島市 50代

「図書ご寄贈のお願い」と題したチラシを拝見し、福島県に関する地域(郷土)資料を積極的に収集していることを知りました。

自宅に地域(郷土)資料を多数所持しておりますが、自分の分身のような気持ちもあって処分しきれないでいます。

県立図書館に寄贈した場合、本に「〇〇さん寄贈」と記入してあれば自分の分身が図書館にあるような晴れやかな気持ちになりそうです。御検討ください。

### 【回答】

御意見をいただきありがとうございます。

当館では、郷土の過去・現在を未来へ伝える資料として福島県に関する資料の収集に努めております。収集する部数につきましても、1資料につき2部（保存用と貸出用）とし、できるだけ多くの資料の活用を図っています。

寄贈の手続きにつきましては、来館の場合、まずカウンター職員へお申し出ください。寄贈の御意思と寄贈いただける資料についてお話しいただき、申込書類への記入をお願いすることになります。

寄贈いただける資料が多数ある場合はそのリストの作成をお願いすることや、既に当館で所蔵している資料は寄贈をおことわりする場合もあり、当館の資料収集基準に基づく取り扱いになりますことを御了承ください。

寄贈いただいた資料への寄贈者名記載につきましては、申込時に確認させていただき、御希望があれば記載しております。

(担当：資料情報サービス部長 電話 024-535-3218)